※障がい者手帳等に「有」とチェックを付けた方は、該当する方の障がい者手帳等のコピーを添付してください。

新2号・新3号認定を希望する方は、裏面に必要 事項を記載し、保育を必要とする要件を証明する 書類を添付してください。 … 受付 図定入力 入所入力 契約機能入力 税入力 ★「新1号」にチェックした方で、幼稚園入所後、保育を必要とする事由が生じ、 預かり保育の利用希望する場合は、給付認定変更申請書(兼施設利用等変更届出 書)をご提出ください。

ľ	新る号	新3号	新3号	新3号	□ 陣がい者	□ 生店保護

保育を必要とする事由がある方は、施設等利用給付認定を受けることにより、預かり保育や認可外保育施設等の利用料についても無償化の対象になります。

◆注意事項

- ・ 認定開始希望日より前に申請してください。
- ・ 不足書類があると、認定開始希望日からの認定ができない場合があります。

◆施設等利用給付認定について

- · 3 歳児クラスから5 歳児クラスの児童(法第30条の4第2号)については、保育の必要性の事由が確認できる世帯が対象です。保育の必要性の事由が確認できる書類を添付してください。
- ・ 幼稚園・認定こども園の満3歳児クラスの児童は、非課税世帯のみが対象となります。
- ・ 0歳児クラスから2歳児クラス(幼稚園・認定こども園の満3歳児クラスを含む)までの児童(法第30条の4第3号)については、保育の必要性の事由が確認できることに加えて、個人住民税非課税の世帯が認定の対象となります。申請された世帯については、市区町村民税の情報を閲覧させていただきますが、市区町村民税の情報が確認できない場合、個人住民税課税(非課税)証明書等を提出していただきます。国外収入がある場合はご連絡ください。
- ・上記項目について変更があった場合は、給付認定変更申請書(兼施設利用等変更届出書)(市様式)をご提出ください。保育の必要性の事由が変わる場合は、保育の必要性 の事由がわかる書類の添付が必要です。
- ・保育の必要性の事由・期間は世帯ごとに認定されるため兄弟姉妹が別の保育施設を利用している場合、別の事由・期間で申請することはできません。
- ・ 郵送で提出する場合は、認定開始希望日までに書類が到着するよう送付ください。

◆申請書に添付する書類について

- ・ 証明書類は保護者全員分が必要です。下記の書類以外にも状況によって、追加書類の提出を求める場合があります。
- ・兄弟姉妹で申請する場合、給付認定申請書はそれぞれ必要です。申請書に添付する書類は世帯で | 部で結構です。
- ・書類は申請月において、発行後3か月以内のものが有効です。有効期限があるものについては、有効期限内であることが必要です。
- ・ 提出書類はお返しできませんので、必要な方はあらかじめコピーをお手元に残してください。

保育を必要とする事由にチェックし、該当する添付書類を本申請書に添付してください。

(|号認定/新|号認定のみを希望する方は、この欄には記入する必要はありません)

保育を 必要とする事由	父	母	添付書類					
就 <i>労</i> ^(育児休業)			【会社員等の方】 ・「就労証明書」					
			【自営業、個人事業主の方】 ・「就労証明書」 ・「スケジュール表」 ・「自営業を証明する書類の写し(開業届や確定申告等)」					
就学			・「在学証明書又は学生証の写し」 (就学予定の場合は合格通知等、就学予定であることがわかる書類) ・「時間割のわかる書類(カリキュラム等)」					
疾病 障がい			・「身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、診断書等 (疾病名、障がい名、期間等のわかる箇所)の写し」					
介護 看護			・「介護・看護状況申告書」・「被介護者・被看護者の介護保険被保険証、障がい者手帳、診断書等の写し」					
求職活動 起業準備			・「求職活動・起業準備についての状況申告書(誓約書)」					
妊娠 出産			・「母子手帳の写し(表紙及び出産予定日のわかる部分)」					
災害 復旧			・「災害の復旧についての証明書類(り災証明等)の写し」					